

7 訂正手続に関するQ & A

Q1: 年金事務所で記録訂正できるのは、どのような場合ですか？

A : 例えば次のような場合、地方厚生(支)局における審議を経ることなく、年金事務所で記録訂正できます。

- ◆ 賞与から厚生年金保険料が控除された給与明細書があるのに、年金記録の中に賞与の支払記録がない場合。
- ◆ 過去に転勤したとき、厚生年金保険料は引き続き控除されていたが、転勤の前後で被保険者資格が1か月途切れる事務誤りがあり、事業主もこの誤りを認めている場合。
- ◆ 勤務実態と厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書があるのに、被保険者資格を取得した記録がない場合。
 - ※ 給与明細書に事業所名や支給年月の記載が無い場合や事業主、役員または社会保険事務担当であった方からの請求の場合は、地方厚生(支)局での調査審議となります。
 - ※ 年金事務所での調査や確認には、1か月程度かかります。

Q2: 地方厚生(支)局ではどのような調査を行いますか？

A : 地方厚生(支)局は、請求内容について以下のような調査を行います。

◆資料の収集

市区町村、税務署、金融機関、厚生年金基金、健康保険組合、国民健康保険組合、事業主等から幅広く請求内容に係る関連資料及び周辺事情を収集します。

◆請求者等からの聴取

請求者や配偶者もしくは親族、事業主や請求者の同僚等の関係者から請求内容に関する保険料の納付や控除の状況、生活状況、勤務状況等について、聴取します。

Q3: 地方年金記録訂正審議会とは何ですか？

A : 地方年金記録訂正審議会は、訂正請求を国民の皆さまの立場で審議し、公平・公正な判断を行うために設置された、有識者（弁護士、社会保険労務士、税理士など）による会議です。

一つ一つの請求について、年金記録を訂正すべきかどうかを審議して判断します。

Q4: 地方厚生(支)局長の決定は公平・公正なものとなりますか？

A : 地方厚生(支)局長は、地方年金記録訂正審議会（Q3参照）での審議結果に基づいて訂正または不訂正の決定を行うこととなっており、これに反する決定をすることはありません。

Q5: 訂正手続には、どのくらいの日数がかかりますか？

A : 訂正を求める内容により調査・審議にかかる日数が異なりますが、訂正請求書を年金事務所に提出されてから地方厚生(支)局長が決定を行うまで5か月程度かかります。

Q6: 年金記録の訂正が決定された後はどうなりますか？

A : 地方厚生(支)局長の決定に基づき、日本年金機構で年金記録の訂正を行い、将来受け取る年金額に反映されます。

既に年金を受け取っている方の場合は、訂正後の記録に基づいて年金額を変更し、さかのぼってお支払いします。ただし、年金記録が訂正されても、年金額に変動がない場合もあります。

※ 訂正後の年金記録に基づき、変更された額の年金をお受け取りになるまでには、地方厚生(支)局での訂正決定後、日本年金機構において数か月程度の処理期間が必要となります。

Q7: 地方厚生(支)局長の決定に不服がある場合はどうすればいいですか？

A : 地方厚生(支)局長の決定に不服がある場合は、行政不服審査法に基づき、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

また、地方厚生(支)局長の決定の取消しを求める場合は、行政事件訴訟法に基づき、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚生労働大臣への審査請求を経ずに、直接裁判所に訴訟を提起することもできます。

※ 審査請求についての詳細は、こちらをご覧ください。

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000074461.html>)

審査請求 記録訂正 検索

※ 行政不服審査制度については、総務省のホームページを参照ください。

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/fufuku/)

総務省 不服 検索

Q8: 年金記録の訂正手続の実施機関が総務省（第三者委員会）から厚生労働省（地方厚生(支)局）になって何が変わりましたか？

A : 総務省（第三者委員会）は、年金記録問題に対処するため、平成19年6月、臨時に設けられた組織で、主に古い記録の訂正を求める「年金記録の確認申立て」の調査や審議が行われていました。しかし、比較的最近の記録の訂正を求める申立てが増えてきたことから、恒常的な記録の訂正手続を整備することが求められ、平成26年6月に法律を改正し、厚生労働省に新たに年金記録の訂正手続を設け、平成27年3月から手続ができるようになりました。

これにより、訂正請求が皆さまの権利として位置付けられ、訂正または不訂正の決定に不服があるときは、厚生労働大臣への審査請求や裁判所に訴訟提起をすることが可能になりました。

なお、弁護士、社会保険労務士、税理士などの有識者が国民の皆さまの立場に立って審議を行う点では、基本的に同じです。

年金記録の訂正手続の情報提供

◆厚生労働省

厚生労働省 記録訂正

検索

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000071814.html>

◆地方厚生(支)局

地方年金記録訂正審議会

検索

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000076359.html>

◆日本年金機構

日本年金機構 記録訂正手続き

検索

<https://www.nenkin.go.jp/service/nenkinroku/torikumi/tetsuduki/20150303.html>

電話での年金相談窓口

※お問い合わせの際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書等をご準備ください。

年金相談に関する一般的な お問い合わせ

「ねんきんダイヤル」

0570-05-1165 (ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は
(東京) 03-6700-1165 (一般電話)

受付時間：月曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。
※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

「ねんきん定期便」「ねんきん ネット」に関するお問い合わせ

「ねんきん定期便・ねんきんネット専用番号」

0570-058-555 (ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は
(東京) 03-6700-1144 (一般電話)

受付時間：月曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。
※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

年金事務所・街角の年金相談センターへの来訪相談のご予約

「予約受付専用電話」

ゴ ヨ ヤ ク ヲ

0570-05-4890 (ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は
(東京) 03-6631-7521 (一般電話)

受付時間：月～金曜日(平日) 午前8:30～午後5:15

※予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。
※土日祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

※街角の年金相談センターでは、年金加入期間の確認のみお受けします。なお、訂正請求の手続きはできません。

※FAXでの年金相談については、こちらをご覧ください。
<https://www.nenkin.go.jp/section/guidance/fax.html>

年金相談 FAX

検索